

野洲市立祇王小学校

いじめ防止基本方針



令和7年4月

野洲市立祇王小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 1 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ防止のための取組	- 2 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》	- 3 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携.....	- 4 -
(6) 「ネット上のいじめ」への対応.....	- 5 -
6. 重大事態への対処	- 4 -
(1) 重大事態の意味について	- 4 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し	- 5 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
本校のストップいじめアクションプラン	

野洲市立祇王小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月 1日制定

令和 7年4月 1日改訂

野洲市立祇王小学校長

野洲市立祇王小学校いじめ等防止対策委員会

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童」とは、学校に在籍する児童のことをいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）のことをいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）のことをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのようにあっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めをする。

3.いじめの禁止

児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

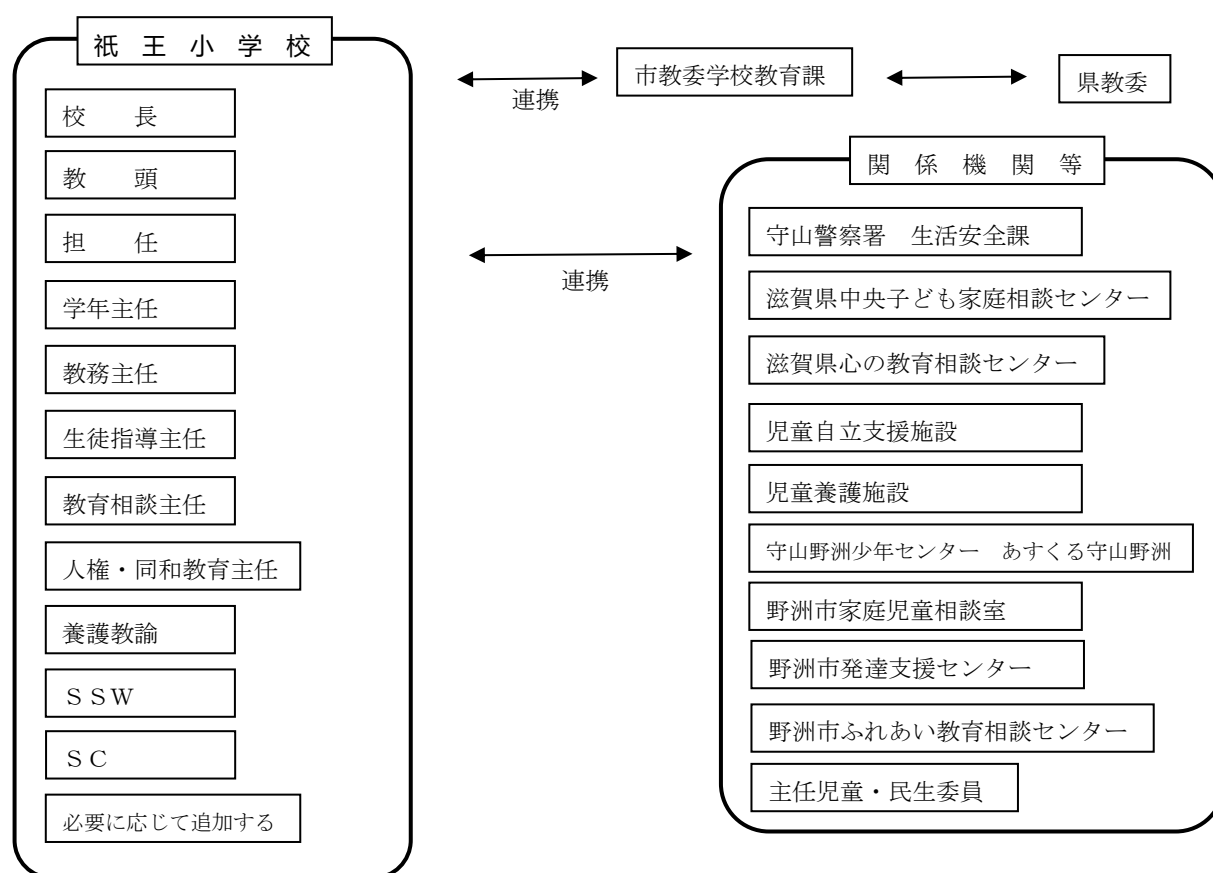
4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

◎ 生徒指導体制（祇王小学校）

〈いじめ防止対策推進会議〉



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されな

い」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育や人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 道徳科の授業、学級活動、児童会活動等の特別活動において児童自身の主体的な活動を推進する。

（２）いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査（月に１度のいじめ SOS チェック）や「おはなしタイム」（学期に１度）の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進。
- ⑤ 特に配慮が必要な児童には、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ⑥ 毎月のプロジェクト部会で学年の様子を共有し、職員会議の子どもを語る（月に１度）において、職員間で気になる子どもについて共通理解し、見守っていく。

（３）いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、気持ちを受けとめる。「絶対に守る」ことを伝えた上で事情を聞き取る。さらに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。（生徒指導記録用紙に記入し、情報の共有・保管をする。）
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- ④ 事案発生後、一定期間継続した見守りを行い、解消確認とする。

以下の２つの条件が満たされた場合、いじめが解消しているとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（３か月）継続していること。
- ・被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

（４）家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校は、学校便りや学年通信、学級通信等の情報発信を行う。さらに、家庭においても、保護者に意識してもらえるように「学校だより」「教

育相談の連絡」等を配付して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生・児童委員、学校応援団、まちづくり推進協議会、教育後援会等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

(6) 「ネット上のいじめ」への対応

- ① 携帯電話・スマートフォンは、学習に関係がないので学校に持ってくることは原則禁止。
- ② 児童の成長段階に応じて、全学年で情報モラルの指導を行う。
特に、オンラインゲームでのやりとり（言動や行動）について、相手の気持ちを考えるよう具体的に指導する。
- ③ 被害相談を受けた時には、正確な事実確認と関係機関との連携、被害拡大の防止に努める。

6.重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等に当たる。

(２) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような様子、状態だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7.基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8.いじめ防止等に向けての年間計画

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A ・地域の取組や活動
4月	○地区別児童会 □人権の日放送 ●委員会 □いじめSOSチェック □子どもを語る	△学校説明会
5月	●委員会 □人権の日放送 □いじめSOSチェック □子どもを語る	家庭訪問
6月	●委員会 □いじめSOSチェック □子どもを語る □人権の日放送 ○□おはなしタイム	△PTA人権教育研修会
7月	○地区別児童会 ●委員会 □いじめSOSチェック □子どもを語る	△◇愛の声かけ運動 △◇地区懇談会
8月	□いじめSOSチェック □子どもを語る	
9月	●委員会 □人権の日放送 □いじめSOSチェック □子どもを語る	
10月	●委員会 □人権の日放送 □いじめSOSチェック □子どもを語る	
11月	●委員会 □いじめSOSチェック □子どもを語る □人権の日放送 ○□おはなしタイム	△◇愛の声かけ運動
12月	○地区別児童会 ●人権集会 ●委員会 □いじめSOSチェック □子どもを語る	
1月	●委員会 □いじめSOSチェック □子どもを語る □人権の日放送 ○子育て報告会	△子育て報告会
2月	●委員会 □いじめSOSチェック □子どもを語る □人権の日放送 ○□おはなしタイム	
3月	○地区別児童会 ●委員会 □いじめSOSチェック □子どもを語る	
年間を通して	● アルマジロ運動（太字は重点指導項目） ア→あいさつをすすんでしよう ル→ルールを守ろう マ→まっすぐくつやスリッパをそろえよう ジ→時間を守ろう □→ろうかは右側を歩こう	△◇あいさつ運動

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)